

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【公表番号】特表2010-524463(P2010-524463A)

【公表日】平成22年7月22日(2010.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2010-029

【出願番号】特願2010-504007(P2010-504007)

【国際特許分類】

A 2 3 L	1/305	(2006.01)
A 2 3 L	1/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/198	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/16	(2006.01)
A 6 1 K	47/24	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 P	3/02	(2006.01)

【F I】

A 2 3 L	1/305	
A 2 3 L	1/00	F
A 6 1 K	31/198	
A 6 1 K	37/02	
A 6 1 K	9/16	
A 6 1 K	47/24	
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 P	3/02	
A 6 1 P	3/02	1 0 1

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年2月1日(2013.2.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊離アミノ酸とジペプチドとの合計を少なくとも60重量%含み、1.0kJ/molより高い疎水性を有する疎水性のタンパク性物質のコーティングされた粒子の製造方法であって、前記タンパク性物質を、脱油されたリン脂質組成物の全乾燥重量に対し20%未満のトリグリセリドを含む脱油されたリン脂質組成物と接触させることを含む方法。

【請求項2】

タンパク性物質が、遊離アミノ酸とジペプチドとの合計を少なくとも80重量%含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

タンパク性物質が、メチオニン、トリプトファン、フェニルアラニン、ロイシン、イソロイシン及びバリンから選択されるアミノ酸を総タンパク量に対して少なくとも25重量%、及び/又は上記アミノ酸を数で少なくとも50%含むペプチドを含むことを特徴とする、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

タンパク性物質が、総タンパク量に対して、遊離アミノ酸又はそれらの塩を少なくとも75重量%含むことを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

脱油されたリン脂質組成物が、トリグリセリドを10重量%未満含むことを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

脱油されたリン脂質組成物が、リン脂質を少なくとも65重量%含むことを特徴とする、請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項7】

脱油されたリン脂質組成物が、リン脂質と糖脂質とを合わせて少なくとも70重量%含むことを特徴とする、請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項8】

遊離アミノ酸及びジペプチドの合計を少なくとも60重量%含み、1.0kJ/molよりも高い疎水性を有するコーティングされたタンパク性物質であって、前記タンパク性物質の合計重量の0.1～1.5%の脱油されたリン脂質組成物のコーティングを有し、前記脱油されたリン脂質組成物が乾燥重量の20%未満のトリグリセリドを含むことを特徴とするコーティングされたタンパク性物質。

【請求項9】

0.001～0.1重量%のリン含有量を有する、請求項8に記載のコーティングされたタンパク性物質。

【請求項10】

1又は複数の炭水化物、タンパク質、ビタミン及びミネラルから選択される食物成分と、請求項8又は9に記載のコーティングされたタンパク性物質、又は請求項1～7のいずれか1項に記載の方法で得られた、コーティングされたタンパク性物質とを組み合わせることを含む、栄養組成物の製造方法。

【請求項11】

炭水化物、タンパク質、ビタミン及び/又はミネラルを含む栄養組成物であって、さらに請求項8又は9に記載のコーティングされたタンパク性物質を炭水化物、タンパク質及び任意の脂質の合計に対して、0.1～50重量%含む栄養組成物。

【請求項12】

炭水化物、タンパク質及び任意の脂質の合計に対して、請求項8又は9に記載のコーティングされたタンパク性物質を0.5～30重量%含む、請求項11に記載の栄養組成物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

[タンパク性物質]

本明細書における「タンパク性物質(proteinaceous material)」は、あらゆるタンパク質、ペプチド、アミノ酸及びアミノ酸エステルと理解され、パルミチン酸、ミリスチン酸、炭水化物等と共にしたタンパク質等の糖化タンパク質及びリポタンパク質等の、さらに少量の他の物質(例えば25重量%未満、好ましくは5重量%未満)を含むことができる。かかる他の物質は、タンパク性部分のみがタンパク性物質として見なされる。好ましくは、かかるタンパク性物質は10個以下のアミノ酸残基の長さの鎖を有する遊離アミノ酸及び/又はペプチドを少なくとも80重量%、好ましくは少なくとも90重量%を含有する。すなわち、アミノ酸残基が10個を超えるペプチド及びタンパク質が20重量%未満、好ましくは10重量%未満である。より好ましくは、タンパク性物質は遊離アミノ酸

及びジペプチドの合計を少なくとも 60 重量%、特には少なくとも 80 重量%、さらに少なくとも 95 重量%、最も好ましくは少なくとも 98 重量%含む。特別な実施態様においては、タンパク性物質は遊離アミノ酸を少なくとも 50 重量%、好ましくは少なくとも 75 重量%、より好ましくは 95 重量%含む。特には、原則的に遊離アミノ酸のみを含む。コーティング前には、タンパク性物質が結晶形を有していることが好ましい。